

参議院通信委員會會議録第二十号

昭和三十九年四月二十八日(火曜日)

午後二時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 光村 甚助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君

委員

植竹 春彦君
那 祐一君
白井 勇君
最上 英子君
谷村 貞治君
安井 謙君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君

國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

政府委員

郵政事務次官 金丸 信君
郵政大臣官房長 武田 功君
電気通信監理官 畠山 一郎君
郵政省電波監理局長 宮川 岸雄君

事務局側

常任委員 倉沢 岩雄君
会専門員

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(電波に関する件)

○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員會を開会いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○横川正市君 局長に、非常に抽象的な聞き方でありましても、いろいろめんどくさい、しかも、基本的な制約規定がありまして、それに民主主義のたてまえ等が加わったために、電波法とか放送法とか、それに付随する諸規定というのは、いわば非常に常識的な言語が羅列されてきめられているわけですが、その反面、非常に重要な問題が含まれているというふうに私どもは考えております。

そこで、この条文上の問題からいって、放送法の四十四条の各項にわたっての解釈をどういうふうに解釈をされているのか。これが立法された当時の速記録でも読むと明確になるんであります。それが手元にありませんので、法律に従って業務をとられております局長からお聞きをいたしたいと思っております。第一は、第二号の「政治的に公平であること」ということは、これは一体どういう内容なのか。それから第二は、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とあるけれども、これは一体どういう内容なのか。これは主観的なものではなしに、立法の精神からひとつ御説明をいただ

きたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの御質問の御趣旨は、この四十四条第三項のことだと思つてございします。

「政治的に公平であること」と及び「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から」云々というこの御質問だと思ひますが、前段にございします「協会は、国内放送の放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならぬ」と、こゝろにふらふらになつておられます。前段後段、全部含めましての考へ方ではないかと思ひます。したがひまして、御質問の御趣旨と若干あるいは取り違つてゐるかも知れませんが、この書いてございします三項の全体の問題につきまして、電波監理の事務局といたしましては、協会が放送を行なう場合におきまして、協会の放送番組の編集でございします。ある期間全体を貫く放送番組の編纂の考へ方のあらわれ、そういうようなものの中におきまして、それが政治的に非常に片寄つた意見が常に一方的に相当長期間にわたつて出る、あるいは意見の対立している問題について、片方からだけの角度からその論点を常に取り上げて、片方だけの意見を常に言つてゐるというようなことが出てきた場合におきまして、この第三項といふものの法律に違反することになつてくる、こういうような考へ方をしてゐるのでございします。

○横川正市君 放送局の開設の根本的基準といふのが放送法の前段に定められてゐるわけですが、その三条の四号には、それぞれ分けられて、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「第二に、政治的に公平であること」、「第三に、報道は、事実をまげないですること」、「第四は、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」、「特別な事業計画によるものを除き、放送全体が調和のとれてゐること。こういうふうな、放送局の開設の根本的基準といふものがきめられてゐるわけですが、それを当然生かして、放送法が四十四条三項にうたわれてゐるものは、私は、いま言われたように、非常に何といひますか、精神として言ひあらわす点では、もう少し明確なことが使われてゐるものではないか。もちろん、運用とか、あるいは監督とかいふようなものになりますと、他の憲法といふような基本法に抵触いたしますから、これは非常にいいまいになるわけですが、それでも、そうでない、こういう放送局の開設の根本的基準といふようなものについては、もっと監理局が的確な、しかも明快な一つの考へ方といふものを持つてゐるのが妥当なんじゃないかといふように私は思ふのですけれども、その点どうですか、もう一回お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 公安及び善良な風俗を害しないとか、政治的に公平である、こういうような、あるいは、意見が対立している云々といふようなことにつきましては、個々の番組に対する判断といふものは非常にむずかしい問題でございまして、人によつては、この程度が公平であるが、人によつては、多少これは公平を欠いてゐるというような判断が、人によつて相違うものであるかと考へるわけにございします。したがひまして、先ほどの御説明をもう少しふえんさしていただくならば、ある一つの番組が、極端な場合を除きまして、これが直ちに公安及び善良な風俗を害する、あるいは、これが政治的に不公平なんである、こういうことを判断する——一つの事例につきましてこれを判断するといふことは、相当慎重にやらなければならぬといひます。また、慎重にやりましても、一つのものにつきまして、客観的に正しいという結論を与えることとから、もう一つ、番組の内容についていろいろの自由といふことを別に考へなければならぬ問題がございします。また、個々の番組につきまして、一々これを判断をして、常にテレビ番組あるいは放送番組の内容を監視して見ていくということが伴わなければ、實際的にはこういうことはできないわけでありまして、そういうようなことから、やはりこの法律の具体的な取り上げ方といふのは、先ほど私がお答えいたしましたような線において考へていかねばならない、こんなふうに考へて

おります。

○横川正市君 非常に抽象的なあれです。的確に答弁を求めることはむずかしいならば、これは逆に、たとえば民放あたりには、民放連テレビ放送基準というものがつくられておりますが、これは、民放のテレビ放送基準というものは、四十四条三項あるいは五十一条に該当する項目として自主的な規制をするとか、放送法の精神を生かして自主規制を行なうとか、こういう意味で私は、この基準というものはつくられていっているのです。そういう自主規制ということとは、逆に言いますと、これは放送法という立法精神、いわゆる目的、それが当然判断をされて正当に評価をされた上でなければつくられるものではないと私は思ふ。そういう考え方に立つと、そうすると、逆から聞きますけれども、政治的に公平でないというものは、一体、どういふのを考えにないでいますか。それとも一つは、四の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」ということは、一体、どういふ具体的問題を考へておいでですか。ただ立法されたときにこういう、こういう、こういうことがあると、しかし、それを表現するのはこのことばだといふように、短く集約されたものだとも思ふのですが、監理局としては、その点どういふふうにお考えですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほども申し上げましたように、ある一時点、ある一つのだけの番組につきまして直ちに判断することではなく、連続して一つの意見だけを取り上げて、それを聞いていられる者として、それがそうい

う意見しかないというふうな感じを与えるように、繰り返すいうことが行なわれる、こういうようなことがあった場合におきましては、これは確かにまあ、できるだけ多くの角度から論点を明らかにしたということに沿っていない、こういう事例になるかと思ふのでございます。政治的に公平であるという問題につきましても、やはり同じようなことが申されるのではなからうかと思ひます。

○横川正市君 何というか、しつかりとしたものは、局長は出さないほうが、これが妥当な法文解釈だとお考えになっていられるのですか。この文章は明確なもので、政治的に公平であることとあるのだけれども、それじゃ、政治的に公平でないというものは、一体どういふことなのか。これを的確に、たとえばこういう事例です、こういう事例ですというやつをお聞きしているわけですよ。そうでなしに、あなたのいま答えているのは、どうも、たとえば聴視率一〇〇のうちの六〇％が、あそここの局が政治的に偏向だということが何回か重ならないと、行なつた行為といふものが政治的に偏向にならない、こういう答弁に聞こえるわけですが、私は、そうじゃなくて、一つの放送が放送されたときに、その放送は、たとえば、聞いていた者が主観で判断をして、それは政治的に偏向だと、こういうふうな指摘をされても、それはやはり政治的に偏向の問題というのではありません。多数が政治的に偏向だと言われなくてもですね。そういうふうな、それは政治的に偏向だ、あるいは公平を欠いておる、こういうふうに思われる者があるから、公平を欠いてはな

らぬと、こういった条文がつくられていくわけですよ。だから、運用するあなたのほうでは、政治的にそれじゃ公平でないということとは、どういふことと、どういふことだとお考えになっておられますかと、この私は聞いておるわけですよ。

○政府委員(宮川岸雄君) ある政治的な政党なら政党の主張というものが、ある時間放送された。そのときに放送局のほうとして、きょうはこの時間にこういう方のごういふ意見を發表してもらいますと、こういうことによつてそのある一つの政治的な見解がそこで述べられる。それだけでは、政治的に公平を欠いたとは言えないと思ひます。その次の段階におきましては、きょうはほかのB政党のごういふ意見を放送番組にのせますと、ごういふうなことで、やはりそれが両政党の意見が国民に見るチャンスがあると、まあごういふことであらうと思ひます。それからまた、もちろん、一つ一つの内容につきまして、Aの政党の意見はこうである、Bの政党の意見はこうであるといううな形の解説が行なわれるような場合、これはもちろん、当然に政治的に公平である、ごういふ考え方に立つてよろしいかと思ひます。

○横川正市君 具体的な問題でなしに、抽象論をやつておつても問題ですが、四月の十五日という日は、一般世論の中に中心的な問題として出ておつたのは、これは二日の後に追つた四・一七の公労協のストライキ、あるいはこれと関連する民間の労働組合のストライキ紛争の未解決の中から出てきたごういふ結果が目前に迫つていられる時期でありますから、私は、問題は、その当時非常には政治的であり社会的な問題として第一にクローズアップをされておつた問題だと、ごう判断をいたしております。ですから、四月の十五日という日は、いわゆる周囲の情勢から判断をいたしますと、公労協の紛争を解決する二日前というところで、きわめて中心的な問題を持つておつた日だと、ごういふふうには私も判断をするわけですが、ごういふときに池田総理大臣が、これはTBSですが、東京放送のテレビを通じて国民に訴えるという放送を行なつておるわけですよ。この放送が行なわれた時間は、八時からのプロ野球のすでにプレーがはかつて試合が開始をされている時間に、約十五分間これを中断をして放送をされているわけですよ。ごういふ放送の取り扱い——まあ時期の判断、それから、その放送された内容、これについて私はまず第一に、放送法四十四条の三項に掲げる一と二の各号から考へてみて、遺憾な放送ではなかつたかというふうな思ふわけでありまして、ごういふ放送が行なわれたというのに対して、実は私は、放送法のたてまえからお聞きをしていられるわけなんです。

その放送の内容は、きわめて一方的な、まあ時期の判断からすれば、ストを前にした、きわめて緊迫した情勢であり、しかも、それは労使間の問題であり、すでに社会問題として相当世にいろいろ論議をされている問題ですから、ごういふ点からいへば、四の問題に該当するのではないかと、取り扱い方としては、きわめて配慮に欠けた取り扱い方ではないかと、かように考へるわけでありまして、まあ事実問題から考へて、宮川局長としては、當時をどういふふうにお考えになりますか。事実問題が出たわけですから、ひとつ的確にお答えいただきたい。

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘のようには、東京放送におきまして、十五日の晩の八時から八時十五分までの間におきまして池田首相の談話が放送されたことは、そのとおりでございます。で、この池田首相の談話というものが、今回のストライキ、労使間の問題の使用側側の代表という形でお話しになつたということになりますと、これは問題が出てまいるかと思ふのでございませうけれども、この場合に私たちは、これは一國の総理としてのお考えを述べられたものと、ごういふふうには考へていられるのでございませう。まあ、先ほども申しましたように、この八時から八時十五分までというものをとりましますらば、確かに、池田首相が談話を發表されたわけではございませうけれども、この談話は幾つも繰り返されたかといううなことでございませうと、TBSといひましては、あるいは太田総評議長であるとか、成田書記長、ごういふうな方の御意見等も電波にのせる等の配慮をいたしておりますので、この一事をもちまして、四十四条の第三項の四号に直ちに該当するといふうには考へないのをごさいます。

○横川正市君 いわば歴史的、経過的、時間的に判断をしているのは、これはいわば幾らか社会的にいへば、ある意味では上といへば語弊があるかしりませんが、非常に上層の方だろうと思ふ。そうではなしに、八時から八時十五分というふうに限られた時間に、池田総

理の独断的な放送で行なわれたという
ことは、実にこれは、前者がどうい
う発言をした、あるいは、そのあとに後
者がどういふ発言をしたという、そう
いう相互的なことではない、一般的に
与える影響というものは、これは私は
波の持っている性格だと思ふのですよ。
その波の持っている性格があるから、
もちろん、これは事前に検閲をするこ
とかなんとかいうことは非常に問題だ
けれども、それを行なえないかわりに、
私は、電波の業者のいわゆる基準とい
うものが定められているんだと、こ
う判断しているわけなんです。だから、き
められたそのものは、非常に何か
あいまいだけれども、その持っている
文化的な水準といふか、あるいは
社会的な重要さといふか、道徳的
にいふと非常に高い水準というよう
なものがこの中に入っているんだと思
ふのです。そうでなければ、自主規制
などというものはできませんからね。

そこで、私は、効果の面からいへば、
前の日にだれかが話をした、二、三日
たってだれかが話をした、だから、ま
ん中に責任ある者が何を言っても、こ
れはいいんだというような解釈には、
実は立たないのです。いわゆる自主規
制というのは、波を出すときにその波
にのるものがいかに悪いか、これをよ
く判断をして、そして、みずからの判
断でその悪い点は直していくというこ
とに、実は自主規制があるのであつ
て、それが行なわれていないのを、私
は、いかにもあたりまえのごとくに理
由をつけるといふことは、ちよつと
なすけないうけなんです。これは
監理局としては、いま出る波について
いわゆる自主的に規制をしないとい

言っている立場からすれば、いま瞬間に
出ている波に対して、これはどんなに
悪くても、前にいいことをしていれば
それはいいということになりますか。
それから、あとからまた別な放送が
あつて、それが帳消しになるようなこ
とをいふ、その瞬間に放送された波が
いいということになりますか。そうい
うことには私はならぬと思ふのです
ね、どうでしょう。

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘のよ
うに、その場その場におきましての放
送の中におきまして、反対する意見
というものを常に取り入れるというよ
うな形をとっていくというところは、や
り望ましいことではあるかと思ひま
す。けれども、常にそういう形がとり
得ない場合もあるかと思ふのでござ
います。また、この場合におきまして
は、先ほど申しましたように、首相と
して、一國の総理としてのお考え方を
国民に述べられている、こういうこと
でございまして、これは必ずしも事務
当局の答えるべきことではないかもし
れませんが、意見が対立している問題
云々ということよりも、もつと次元の
高いことであるかと思ひます。
○横川正市君 私は、この問題が起
こつてから、いろいろ関係者の意見
その他聞いてみましたら、こういう事
が起こつていた。民放連の中に、当時
の責任者として放送の担当局になつた、
しかも、その担当者が民放連の中で相
当きびしい批判を受けているというこ
とを聞いています。あるいは地位が危う
くなるかもしれないというほどに、こ
の問題というのは、ある程度影響を

持っていた、こういうふう聞いてい
るわけなんです。
それから他面、あの放送を、たとえ
ば全国のネットワークでもって、野球
を見ようといつてスイッチを入れてい
た者が、野球が見れなくて池田首相の
あいさつが入つた。そうして中には、
終つたすぐ、二十分に局に電話をかけ
て、あれは放送法の違反じゃないか、
どういふ理由で放送したのか、こうい
うきびしい詰問をしているという事実
もあります。

私は、そういう点からいへば、たと
えば安保のような、あのきびしい情勢
のときに、こういう点をNHKも、も
ちろん民放であつても、番組の取り上
げ方の中に、当時の総理の岸さんの単
独放送というものは入れなかつた、入れ
ないという結果が出たというふう
に私は聞いています。だから、先ほど
だから常に、先ほどあなたが答えた
ように、連関性を持たせて、絶対ワ
クの六〇%か七〇%が悪ければ悪いと、
公平だと、こういう判断ではなしに、
一体、そのことに波を使うことがいい
か悪いかという、こういう自主規制の
立場に立つていまでも判断をされて
きたものだと思ひます。それでなけれ
ばならないと思ひます。われわれもそ
ういふ立場に立てば、今回の問
題でも、たとえばフジテレビの場合に
は、他に第三者の解説者を入れて、総
理のこの放送に、十分な第三者の判断
のできる反対意見も入れておつた。そ
れから十二チャンネルの場合も、そう
いう配慮が行なわれておつた。
同時に、今度は、ネットワークの中
で、全然そういう放送が入るといふこ
とを予期しないで、野球のための放送
の時間としてスポンサーをつけて放送

しようとしておつた地方のローカルの
局では、びくつきしてしまつて、い
ま、その十五分間のスポンサー料の返
還をさせられている。そういうような
問題も起こつてきている。きわめて唐
突としてこういうような問題が起こつ
たというので物議をかもしているとい
う問題もあるわけなんです。いわゆるそ
れが周囲の情勢なんです。
私は、あくまでも電波監理局が波に
ついて権限を持って、いいとか悪いと
かいうような立場にはないけれども、
しかし、それだけに、相手側に責任を
持たせ、免許を与えているわけなんです
から、そういう立場に立つて、波を
出すことは、一体どうあらねばならぬ
かというふうな考え方は、私は、私は
当然考えてもいいのじゃないかと思
ふのです。これはどうでしょう。どうお
考えですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 先生の御指
摘のように、現在の放送法のたてまえ
におきまして、放送業者があくまで自
主的に判断をして、国民からまかされ
ている波の運用ということに責任を
持つて番組を編成していくということ
は当然でございまして、それでなけれ
ばならないと思ひます。われわれもそ
ういふふうに指導してまいりたいと、
常々そういうふうに考えておるわけ
でございまして、その点では、先生の御
意見のとおりでございまして。ただ、野
球を見ているときに、急にかわつたと
か、あるいはスポンサーの問題とかと
いうようなことにつきましては、これ
はまあ番組編成者の編成の自由と申し
ますが、そういうふうな考え方では、こ
れを見ていくべきであつて、出す時間が
悪いとか、あるいは地方局との関係が

どうだといふようなことにつきましては
は、電波監理局といたしまして、いま
にわかにこれを取り上げることはむず
かしからうと、こんなふうに考えてお
ります。
○横川正市君 私は、そういうことま
であつたのほうでどういふ指図がまし
いことはできないということは、もう
当然だと思ふのです。やつたらしいへ
んなことになりましてから。
しかし、あの日の二十時から二十時
十五分までのTBSの場合には、スポ
ンサー料を十五分差し引いて、そのあ
と始末をしているということですが、十
五分間の。それからNTBは、トヨタ
とライオン油脂、このスポンサーが、
これはいわば泣かされたということ
でしょう。負担をさせられたということ
なんです。それからフジテレビの場合
には、富士アイスが負担をしているよ
うであります。それからNETの場合
には、本社が負担をいたしておるよ
うであります。これはどういふことな
か。

さらに詳しく調べてみると、大抵民
放報道関係では民放報道協会というの
を持つておるようですね。これは各放
送業者の報道部長が全部集まつて
いるようなんです。たまたま、四月の月
はTBSが担当したつておつたよう
です。この担当したつておつたというの
は、これは総理が十五分出演すると出
演料というのを会社が払うというふう
に、ギャラを払うという契約なんだそ
うです。当然そのときは、いわゆる担
当の局のだれかが総理と、そのときの
時事問題について話をします、こうい
う大抵番組のとり方のようなんです。その番
組を全然抜きにして、今度は、ずばり

そのまま首相に放送させた。そこで、他の放送協会の各部では話が違ふじやないかということで、だいたいTBSに対して抗議をしているという、こういう問題のようです。

私は、この放送された経緯から考えてみても、一体、放送法の第四十四条の三項の各号に規定されたこの規定というものの、この放送に関する限りは、きわめて遺憾なことだけれども、これは法律にきわめて違反した行為だと、範圍が少なかったなどというものはなしに、事前にそういうふうにならんと報道部でもって話し合つて放送するような、しかも、ギャラを払うというふうな取りきめまで各放送業者がやつて、そして、その担当された局がこういうことをやったということ、遺憾だということだけでは済まされないうんじやないかと私は思うのですけれども、この点はどうでしょう、か、どうお考えですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この間の民放各社の間の取りきめとか、どういう意見が出たかということについては、私も、詳しくは存じておらないのでございすが、この取り扱い方だけで直ちに違反になるとは、先ほど申しましたように、考えておらないのでございします。しかしながら、こういう問題に対する配慮というものは、あくまで十分の上にも十分を尽くすべきであるというところは、これは申すまでもなく、そうならなければならぬと思つております。なお、この場合に、この十分な配慮が尽くされて、これ以上の配慮がないということ、私ども、ちょっと申し上げられませんが、今後とも、こういう問題につきまし

て、念の上にも念を入れた配慮をして国民からも——これはどのくらいの声があつたかわかりませんが、国民が民に対して、何かそういうふうな法的な違反の放送だというふうな感じを与えないようにすべきであらうというふうな、こういうふうな考えを、今後ともそういう態度で処していきたい、こういうふうな考えております。

○横川正市君 非常になまぬるので、この波を出すということに許可するということ、先ほども何回も言うように、その持つておられます放送業者のいろいろな機構とか内容とかという点について相当検討した上で、自主的に判断する、その自主性を持たせているわけでしょう、郵政省は。それがこれはもちろん問題がいろいろあること、出たのですが、これは逆の場合もあり、逆の場合には、もっとひどいんじゃないか、逆の場合に、もしそういうことが行なわれた場合に、私は、この間NHKに対して、一体、第三者からあなたのところへどういふ苦情が来ますかと聞いた、こういう苦情、ああいう苦情と言つておられますけれども、的確には出ておりません。こういうNHKの場合に、逆のものが出た場合には、おそれなく、配慮なしにやられたら——配慮があつても文句がくるので、すから、配慮なしにやられたら、責任者なり、報道部長というものは、首になるかもしれない、実際は、逆の場合はどうでしょう。政治が幾ら力だと言つてみても、力以外のところにやはり正義というものが動くようにしておかないと、力がないからということ、弱いものだけが損をするような、

そういうことではならぬと私は思うのです。だから、そういうことから、もつとはつきりした態度というものが、必要なんじやないか。聞くところによると、かえつてこのTBSには同情すべき内容があるようですが、日常の放送からいへば、だから、そういう点でいへば、私どもは、情状酌量というところもあるかもしれませんが、しかし、この問題がおそろかにされておられますと、民放全体の問題になるといふ結果になるから、私は、きびしくもう少し明確な判断をするというものがあつてしかるべきじやないか。

そこで重ねてお聞きいたしますけれども、それならば、電波法の七十六条の一項によるところの、この違反者に対する規定というのは、これはどう解釈をすればいいの。私どもは、少なくともこの問題については該当すると、こういうふうな考えておりますし、さらにもう一つは、三年間ぐらいたつてから、たしか免許の書きかえがあるわけでありすが、そういうようなときに、どういふ影響力を持たせるか。こういうことも、いわば電波法運用の監理局では十分考えていいことなんですが、そういうたてまえにたつて、法七十六条についてどうお考えになつておりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 法第七十六条の郵政大臣がこの法律、放送もしくはこの法律に基づく命令に違反したとき、三ヶ月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる云々ということがあるわけですが、この法律に違反したかどうかという問題、いまの放送法の第四十四条の第三項の問題につきましても、はたしてこれが違反し

たかどうかということになりますと、これは相当むずかしいことでございまして、最終的には郵政大臣が判断するわけでございますけれども、その場合に、訴訟関係にまで進んで、公平なる判断を仰がなければならないという場合にも発展するような、この条文の解釈をしなればならないと、こんなふうな考えておるのでございします。したがひまして、必ずしも配慮において十分と言いがたかつたということがありまして、そののみをもちまして直ちに三項違反という形によりまして、この七十六条の適用をするというふうには、事を非常に慎重に運ばなければならぬし、かつ、重大な問題でございしますので、この一事——一事といひますか、こういう一つの取り上げ方における配慮の問題ということで、直ちに違反だとか、あるいは罰則の適用と、こういうふうにはならないものと、こういうふうな考えているのでございします。

○横川正市君 私は、放送法の、ことに民放の——協会も同じでありますけれども、何が一番問題かと言へば、人を切つたの殺したのということ、なして、公安及び善良な風俗を害しない、政治的に公平である、報道はその事実をまげない、意見の対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする、特別の事業計画によるものを除く他のは大体調和のとれたようにする。実はこれは非常にきつても、これが生命だと思ふんです。その生命がおかされたときに、やはり罰則というものが——罰則というか、制裁規定が運用されるんで、

この字づらのおりに、ものを考えて、何となく、これはどうも十分じやない、あるいは不十分だ、そういう内容ではないなどというふうな安易な妥協というのはいささかじやないというように私は思ふんです。これをもしやらぬなら、こんなのをきめたのが大体おかしいんだね、放送法の第四十四条の三項というふうなものは、こんな放送法というものはきめなかつた、お互いに自主的に道徳的であつて、風俗を乱さないというふうな、そういうふうな良識のものが放送していかばいいじやないかということになつちゃうんです。それでなしに、こんなつまらないようなことだけれども、条文上あげて、そして自主規制と、いわゆる基準を設けてあなたのはやりなさいと、こう言つたんですからね。この土俵を幾らでも広げていつて、ワクを拡大して、かつてなことをやらせて、いわゆる普通の常識から言つたら、何だそんなことかと思はれることだけれども、実は放送法の中には、それが重要だと規定しているんだから、その重要だということに該当すべき事項というものは発動すべきじやないでしようか。何も、あれもこれもといつたら、こんな七十六条なんというものは発動する問題ないんじやないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 確かに、この問題の発動ということは非常に重要でございします。人の物を取つたとか、人を傷つけたとか、そんなことで直ちに判断のできる問題ではございませんで、これが適用をするということに對しましては、相当各方面の意見というふうなことも、先ほど申しました

ように、相当な期間の調査というよう
なことも必要でございましょうし、大
事であるがゆえに、また、この問題の
発動ということは慎重にやらなければ
ならぬ、こういうふうな考えているの
でございませう。

○横川正市君 私、ノミの食ったよ
うな穴から堤防が決壊を起こさないよ
うに、確かにこの放送法というものは
考えて、そうしてつくられたものだ
というふうに理解している。そうでな
ければ、ノミの食ったようなことを法
上に羅列する必要はない。だが考え
たらこうなります、あれが考えたらこ
んなふうな理解ができますと、そんな
いまいな条文を並べて、法律として何
も制定する必要はなかったと思う。
もつとやはり的確に、どんなもので
あつても、きびしさというものを持
ておかないと、これはやはり放送それ
自体は独占的な形態ですから、かつて
に利用されると、間違いが起こされ
る。こういうことで法律というものは
制定されたと思う。

たとえばNETの場合は、二十三時
三十分から放送をされるのに対して、
十六時に、午後四時、すでにその放送
の内容というものが内部にわかつて
おつて、そうして会社側と職員の間で
いろいろ論議がされております。この
やり方というものは最も悪いと思う。
それはどういふことを言つたかとい
う、やはり民放連のテレビ放送基準と
いうものがあるじゃないか、それに照
らしてみても、これは間違いないの
か、こういうふうな言っているのに、会
社側は何と言つたかという、まだ何
をおしやべりしてくれるかわからない
から何とも言えない、だから、そうい

うものだから中立を失うというよう
なことは考えられない、あるいは、総理
という人格を持った人だから、まさ
か、そういうばかげたことは言わない
だろう、こういう返事で、第一段階の
交渉というものは行なわれ、さらに今
度、六時からの第二回目の交渉の中
で、一國の総理大臣が一堂一派に偏す
るような言い方はしないだろう。それ
からあなたの言つたような、「東西南
北」という、何か丸通のスポンサーの
ついたものに、岩井総評事務局長を出
して話をさせているから、一方的では
ないというふうな注釈を加えている。
これは私はルーズではないかと思う。
もしこのままの形でいけば、これから
同じことが繰り返されるというこ
でも、私はあるんじゃないかと思う。私
はそうあつてはならぬというふうに思
う。先ほど言いましたように、先に幾
らいいことをやつても、あとで悪いこ
とをやれば悪いことなんです。悪いこ
とをやつたあとから、幾らいいことを
やつたつて、先にやつた悪いことは消
えない。波というものはそういうこと
だと思ふ。

だから、一つの波を出すときに、四
十四条三項の第四の規定にのつて
て、政治的に社会的に問題になつて
いるときには、あらゆる角度からそれ
を具体的に第三者に伝えられるように波
のせるべきである、こう理解するの
が、私は、第四のこのきめられた条文
だと判断をするのですが、だとすれば、
これは違反ではないんではないか、違
憾な点だというふうな解釈にはならな
いで、これはやはり、その点では、法
律に違反をして行なつた報道部長が、

他の民放の報道部長から批判をされる
ように、あれは勇み足だ、こういうふ
うに私は明確に言われていいんじゃない
かと思ふのですが、どうでしょう
か。

○政府委員(宮川岸雄君) やはりこの
場合の問題は、一國の総理としての御
発言でございまして、この場合の公企
体の当事者としての意見という形で述
べられてゐるのではないかと考えるのが
妥当であらうと、こういうふうな考え
るのでございませう。

○横川正市君 民主主義というのは、
なるほど、先輩とか後輩とか、あるい
は人情とかということと相手側を立て
ることか、あるいは尊重することかとい
うことは必要ですよ。しかし、その事実
上行なつたことが悪かつたら、これは
悪いというふうな言えるようなのが、
ほんとうに私は民主主義だと思ふ。
もつとも、あなたの場合には、内閣の
一つの行政を担当されている方だか
ら、その上の人に悪いというふうなこ
とは言えないかも知れぬけれども、
私は、池田さんの演説の内容がいいか
悪いかとあなたに言つてゐるのじゃな
い。池田さんの行なつた演説に、第三
者の注釈あるいは第三者の意見ないし
は当事者の意見というふうなものをつ
けて、いわゆる四十四条の三項にきめられ
ておるように、多角的な角度からでき
るだけ多くの論点というものを明らかに
にして放送を、なぜしなかつたか、こ
の点を言つてゐるわけですか。だから、
池田さんの放送それ自体がどうだこ
うだというふうには、私は内容につい
て言つてゐるわけじゃない。

それから池田さんも、おそらく、八
時から八時十五分に放送されるという

ような、そういう考え方がなかつた
んじゃないですか。おそらく、これは
報道者側が頼みに行つて、民放連では
あなたの時間として一週間に十五分間
とつてあります、いろいろな問題をひ
とつ対談的に話したいと思ひますが、
よろしくございませう。これはあたり
まえだと思ひます、誰でも。しかし、
放送者の配慮というものは、放送法に
のつとつて配慮しなければいけないの
だが、その点が欠けている、だから違
反じゃないかと、こういうふうな言つ
てゐるので、混同しないです、はつきり
していただきたいと思ふのです。これ
は違反じゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほどから
も申し上げておりますように、公労協
のストの問題に關しまして、公労協の
経営者の側の責任者という形だけの意
見ということになれば、これはいま御
指摘のように、違反ということを言え
るかも知れませんが、この場合に、
池田首相の立場というものは、政府
としての、一國の総理としての立場で
ものを言つておられるのでありまし
て、直ちにこの意見が、対立している
問題の片方だけの意見だといふふう
に考えるべきことではないといふふう
に私たちは考へてゐるわけございま
す。

○横川正市君 その考え方が、私が聞
いて私なりの考え方、一般には通用
しないものかどうかという点では、こ
れは周囲の人が判断してくれる問題だ
と思ひますがね。しかし、私は実は、
この放送を聞いておらぬから実感的に
それを言うわけにいかないし、私のい
ま言つてゐることは、放送をじかに、野
球を見ようとしてスイッチを入れた者

が、何だということ、局やあるいは
議会に対して、このままでいいのかと
いう、そういう意見を持ち込まれて、
それでいろいろ検討してみたら、いわ
ゆる放送法にのつとつた配慮がきわめ
て不十分だった、違反してゐるのじゃ
ないかと、こういうことで私はあなたに
質問をしてゐるわけなんです、その
点も、先ほど言ひましたように、ノミの
食つたような穴だけれども、大水にな
るかもしれないぞといわれるように重
要なものだから、この点については十
分ひつ注意をしてもいい、といふ、こ
ういふ気持ちで言つてゐることなん
で、あまり何というか、弁解がまし
くなりまして、実は、これは放送法とい
うものは死んでしまひますし、担当者
は要らなくなつちゃうわけですよ、事
実上。少なくとも、この電波法第七
六条というものは、ノミの食つたよう
な条文だけれども、根本的基準の(1)から
(5)まで、あるいは四十四条の三項とい
うような、そういうふうなものに關連
をされて、私は、当然つづられたもの
と判断していいんじゃないか、それ
は、いわゆる放送業者として最も注意
を、他に優先して守つていかなけれ
ばならないものじゃないか、そう
いう立場に立つて見れば、七十六条と
いうのは、当然その行なつた行為につ
いて発動されてしかるべきじゃない
か、こういうふうな思ふわけですよ。

それなら、三年に大体一回ずつ、あ
なたのほうでは再免許のいろいろの方
策をとるわけなんですか、それによ
り、根本的基準の三二二項には、放送
番組の編集及び放送に關する基準に
適合することを過去の実績によつて証明
されなければならぬ。したがつて、

五

根本的基準違反は、再免許にあたつて考慮されることとなる、こういうふうな再免許の一つの方針が打ち出されておるのでありますけれども、これはどういふふうに使われるのですか、實際上、この運用面からいってですね、私は、これは放送法というもので非常に野放しにされて、しかし、高い要請で自主規制をしている放送業者に對して、もう、ただ一つこれがあるからむちやなことはできないぞという、そういうものだとどういふふうに判断しているわけですがね、どう活用されようと思はれるわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 前段の先生の御指摘のこの問題が契機となりまして、非常に放送法がめられたような形になつてゐるのじやないかというふうな点につきましては、私たちも、そういうことのないように十分に氣をつけてやつていきたいというふうな考え方でおるのであります。

それから、こういう問題に關する配慮といふものは、あくまでも配慮を十分重ねてやつてまいらなければならぬ、これは放送業者の責務であるといふ、こういう点につきまして今後も指導してまいりたいというふうな考え方があります。

それから、この放送局の開設の根本的基準の点でございまして、再免許の場合におきまして、当然その三年間の間におきまして、その放送業者の放送番組のいろいろの問題、そういうふうなものにつきまして欠けるところがある、こういうようなことが非常に明白になつた場合におきましては、当然、この精神を生かして、そういうものは今後の再免許の判断の際に参考

にしていかなければならぬ、まあ抽象的な言い方で、まことに申しわけないと思うのでございましてけれども、以上申しましたような考え方で、今後とも、こういう問題につきましての十分な配慮をするように、各民間放送会社にも申し伝えたい、こういうふうな考えです。

○久保等君 関連して。

先ほどの電波監理局長の御答弁を聞いてみると、総理が放送せられた立場というものは、内閣総理大臣という立場で放送せられたと思つて、したがつて、労使の、要するに使用者側という立場で放送したのじやないのだから特別問題ないのじやないかというふうなお話なんです。総理が、使用者側の立場でない第三者としての総理大臣という立場で発言したのだという根拠は、一体どういう点でそういうふうな判断されますか。

もう少し言えば、少なくとも、今度の争議というのは、御承知のように、公労協を中心とした争議です。公労協という中心になれば、いわば政府ないしは政府関係機関の職員の経済要求を中心とした争議であつたことは、御承知のとおりです。したがつて、相手方といへばこれは政府、しかも、その政府の公共企業体関係にしてみたら、公共企業体の理事者側にいわば当事者能力がないということが実は非常に問題になつて、そのことは、最終的に総理自体が認められた。したがつて、四月十六日のあの池田・太田会談において一応六項目の確認がなされて事態の収拾がなされたことは御承知のとおりです。あの経過を見てみると、これは第三者としての内閣総理大臣と

しての立場よりも、政府のいわば使用者の最高責任者という立場で事態の収拾に当たつた経過から考えてみると、総理は第三者という立場でなくて、これに公労協の問題であるだけに、本来ならば当事者能力が公共企業体にあるならば、総理は第三者的な立場で中立して労使双方の言い分を聞いて、もちろん事は重大だから、こちらで手を打つたらどうかというふうなことを、三者合議の上で事態収拾しようというふうなことが、普通の場合考えられ

る。同時に、四月十六日以後になれば、片や総評の議長、片や政府の最高責任者である総理みずからが衝に当たつておられる。これを見ると、明らかにこれは、使用者のいわば最高責任者という立場で折衝に当たつたことを見ても、内閣総理大臣というたデレツテルだけで、内閣総理大臣の立場で、もう労使の關係とは離れた第三者の立場だといふ電波監理局長のものの見方

といふものは、私はむしろ牽強付会だと思つて、だから、そういう点からいへば、明らかに、いかに内閣総理大臣であつても、事と次第によつては、やはり使用者側の最高責任者なんですから、また、そういう立場で終始あの事態の収拾に当たつたことも、事実明らかなだと思つて、だから、そうすると、総理の発言といふものは、放送といふものは、電波監理局長の言うよう

に、内閣総理大臣として、労使のどちらかの、使用者側という立場でないのだといふような説明なり答弁というものは、あの当時の事態を考えた場合には当たらないと思つて、それに就いて電波監理局長、どういふ根拠から、内閣総理大臣といふものは、あの

場合の使用者側の代表じやないのだ、第三者としての立場として、しかも、政府の最高責任者としての立場で発言されたのだという根拠は、一体、どこからそういう御説明をされておられるか、少し納得のいくような御答弁を願ひたい。

○政府委員(宮川岸雄君) 公共企業体の問題につきまして、直接の組合との間の交渉その他やつておる責任者として、やはり公共企業体の総裁がこれに当たつておられるわけでありまして、その場合に、池田首相がテレビに出られたときに、国民がこれを公共企業の責任者といひますか、使用者側という形でこれを受けとめるか、あるいは一國の総理として受けとめるか、こういう問題であつたかと思つてございまして、そういうふうなことで、この場合に、池田首相すなわち公共企業の直接の当事者であるといふ感じではこの場合には受けとめられないのではなからうか。やはり一國の総理であるといふことを國民は感じてこのテレビを見ていた、こういうふうな考え方があります。

○久保等君 まあそれは何といひますか、それはいまの電波監理局長の答弁では、これは私の質問に對する答弁にはなつていない。まあ押し問答して見たところでしょうがないから私はなにしますが、まあ一般民間の争議等の場合には、あるいはまた、アメリカなんかでよくあつた鉄鋼のストなんかの場合に、それこそ、労使を直接ホワイ

ト・ハウスと呼んで、それで大統領が中に立つて労使双方のあつせんに乗り出したという事例があるのですが、こういう場合には明らかに、大統領という立場で事態の収拾に当たつたとい

ことは、これは名案ともいへると思ふのです。しかし、先般の問題は、これは明らかに公労協の問題。公労協といふことは、要するに、同家公務員を含めた、全通ももちろん含まれてゐるわけですが、そういう公労協の關係、すなわち、政府關係の職員との間における、まあいわば政府と公労協との間における問題なんです。しかも、当事者の能力が――政府が言つてゐるよう

に、当事者能力がないくらいなんですから、ないといふことならば、どこに能力があるかといへば、これは内閣総理大臣のところに少なくともあるはずですから、だから、みずからその事態に、あの場合だつて太田・池田会談という形で、これは決して第三者でも何でも

ない。総理そのものが使用者側の要するに責任者、しかも、これは終局的な責任者という立場で参画をせられた。だから、いま電波監理局長の言う内閣総理大臣という立場だと、内閣総理大臣といふならば――だから内閣総理大臣であることには間違いないのです

が、使用者の最高責任者の立場といふ立場で事態の収拾に当たつた経過にかんがみても、四月十五日ですか、放送の問題についても、これは単に第三者としての内閣総理大臣といふことに

は、これは当たらないと思つて、だから、それはまあ先ほど横川委員の話があつたように、総理大臣のことだから一電波監理局長がそれに対する批判はしようがないのだという立場から、あるいは答弁せられておるかもしれませんが、やっぱり法に對して忠実であつてもらひたい。法解釈といふものは、総理大臣だつたら適当に解釈で

きる、一般の国民には非常にきびしいというもののじやない。総理大臣といえども、しかも、総理大臣の言った発言内容そのものを問題にしているのじやないのです。ただ、総理大臣なら総理大臣の発言そのものについての扱い方を、やっぱり放送業者としては、この電波法の定めるところで公平に少なくとも扱っていかなくばならぬ問題だと思ふ。そういういわゆる電波行政を含めての質問なんですから、だから、総理の言った発言の内容が適当であつたかどうかというのをここで論議しているわけじやないのですから、それを扱った業者、電波放送業者の扱い方が適当であつたかどうかということ、が、ここで問題になつておるのですから、その場合に、電波監理局長としては、総理の問題にはなくて、総理の放送を扱った扱い方が一体適当であつたかどうかという立場で、このことについて、この電波法に照して判断すべき問題だと思ふ。そのところを私は明確にしなから、なおかつ、総理大臣の発言だからあれはよかつたんだというやうな、そういう非理論的な説明じやなくて、やはり私は、総理大臣のあの場合の発言というものは、どういう立場で発言されたかということになれば、一國の総理大臣という立場よりも、使用者としての最高責任者の立場でやはり私は言われておる性格のものと思ふのです。だから、電波監理局長の言う、内閣総理大臣の立場で言われたのだなんという一方的な判断というもの、私は、私は事実上反すると思ふのです。まあそれは、私は関連質問ですかりいいます。

○横川正市君 郵政大臣、いま、さっきの前の質疑については聞いておられなかつたので、後段だけしか聞いていないと思ひますが、私どもは、この放送法のつくられたその経緯からいつてみて、四月の十五日の二十時から十五分間放送された池田総理の「国民に訴へる」という放送は、これは放送の内容自体ではなくて、その放送を取り扱った放送局の扱い方に、放送法上の違反があるのではないかと、このままを放任をされておつては、独占的な波をそれぞれの放送業者に、まあ自主的な規制をするということでも免許をしないことが、これがきつめて悪用される結果にならないか、こういう点で質問をいたしておるわけですが、どうも引かかると、池田内閣総理大臣は、いわゆる国民の総理大臣であるから、そういうやうな放送時間をとつても問題がないのではないかと、こういうように回答がされておるやうであります。私は、総理大臣であつても、労働間の問題、あるいは政治問題化されたものについては、放送法四十四条の三項に、それぞれの内容に従つてそれぞれ配慮すべきである、こういうふうな書いてあります。で、その考え方にのつて、一部の放送業者を抜かし、二、三の放送業者は、それぞれ第三者の意見とか、あるいは当事者間の意見等をあわせてその時間に報道しているわけで、そういうやうな配慮のあつた点から考えてみて、この八時から十五分間行なわれた放送については、きつめて遺憾で、放送法に違反をする問題だと、かように考えるけれども、当局はどう考えるかということを質問しているわけなんです。宮川局長から

は、遺憾であるけれども、これは全般の問題、前後の問題を通じて判断しなければならぬから、必ずしも法律違反だとは思ひませんが、こういうふうな言つておるのであります、この際ですから、大臣の所見をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(古池信三君) 私ども、放送事業を監督しております立場からいへば、もちろん、放送法なり電波法なり、その法の規定の趣旨、精神というものをくんで、法の運用をしていくというところは、これは申すまでもなく当然のことであると思ひます。ただ、いま御引例になりました四月十五日における池田総理大臣の談話というものは、いろいろいま御意見があつたことは伺ひましたが、あの当時の事情は、御承知のように、公労協のほうで半日あるいは一日のゼネストをやろう、こういうやうな計画が有りまして、もし万が一かやうなゼネストが行なわれるということになりましたと、これによつて国民の受ける打撃、影響というものは、これははかり知るべからざる大きなものがある、かやうな場合に立ち至つておつたと考えます。もちろん、池田総理大臣は、直接政府の経営しております事業の最高責任者としてこれを見、また、公共企業体につきましても、政府としての監督者であるわけでございますけれども、しかしながら、さらに総理大臣は一國の政治、行政の最高の責任者としての立場にある、そういう点を私どもはやはり大きく考えなければならぬと思ひます。で、ただいま申し上げましたやうな非常事態に臨んで、これを憂慮するあまり、この事態についての談話を総理

大臣としての立場から話をして、そうして国民全般の方の良識に訴へる、これは私は決して不当なことではない、別に一党一派に偏したというのでもない、國の最高責任者としてのなされることは少しも差しつかえないのではないかと。かりに今後、社会党内閣ができたやうな場合を予想いたしましたとしても、社会党内閣総理大臣が国家非常の場合、国民に総理大臣としての立場から事情を説明して訴へるということは、これも何ら差しつかえないことであり、むしろ、なされてよろしいことではなからうか、こういうふうに私は考へておるのでございまして、まあ、ただいまお話になりましたやうな、使用者側ではないかということであり、使用側ではないか、それはそういう点も否定はいたしませんけれども、しかし、あのゼネストによつて使用者側を困らせようという意図でかりに行なわれたとしても、それによつて困るもの、それによつて大きな迷惑をこうむるものは、これはもう全国民であります。国民大衆が非常な迷惑をこうむる結果になることは明らかであります。ゆえに、その国民生活を守るという立場から、政治の最高責任者としての立場から、やむにやまれずかやうな談話を発表されたというところは、これは、この事態に処して真にやむを得ることである、かように私は考へております。

○横川正市君 これは古池郵政大臣は、問題のとらえ方を少し悲壯感で見ても、問題の本質をとらえておらぬのですよ。あなたが当事者能力がないから、太田・池田会談というのがある、そうして、そのあと一日おいて問題は解決したわけですね。だから、政

府が、それほど問題が重要であつて、解決のために熱意があつたのだとするなら、あんな、どうかつ演説を十五分も打つよりか、事実上の問題として、あなたが金をどう出すかという話をしたほうが、もっと公共の福祉に私は合致した結果だつたと思ふのであります。ところが、そこのほうは、さいふのひもは締めておいて――出されないかしらしかたがないですけれどもね。しかし、出す能力があるのは、総理大臣、大蔵大臣で、あの日も事実上の問題としては、黒金官房長官や田中大蔵大臣は総評の幹部と会つておるじやありませんか。ただ、これは郵政大臣も考へていただきたいの、あの時間は、どういふやうにして持たれたかという、そういう経済に大混乱を与え、国民に大きな犠牲を与えると、総理大臣がみずから乗り出して放送したのじやないのです。これは月例の、月一回、民放の報道部長会議で首相に聞く会ということで、その担当局がたまたまTBSの報道部長が担当して、そうして適当な第三者が総理にいわゆる時事問題を聞くというためにとられた時間のやうです。そのために、総理に十五分間のギャラが払われることになつておるのです。金をもつて放送に行くのに、そんな悲壯な、たいへんな経済大混乱になるというやうな、そういうことで行つたのじやないのですよ、事実上。だから私どもは、そうであつても、あのときはきつめて重要な時期だから総理のあやうい発言の内容については実は触れておらぬのです。あれはいいとか悪いとか言つておらぬのですよ。なぜ問題にしたかというとなぜ、総理があやうい発言をするのならば、その

前に、あるいはあとに、当事者、太田とか岩井とかいう当事者もおるわけ

す、あるいはまた、社会党なら河上委員長という当事者もおるわけです、その意見をあわせて放送しなかつたかと言つておるのですよ。それが放送法のたてまえなんです。放送法の四十四条三項には、多数の意見のあるものについて、これは多角的に問題をとらえて同時に放送するようにというふう

に、あなたが監督する立場に立つて放送法を見れば、当然行なつてもらいた

いように書いてあるわけなんです。それが行なわれなかつたのは遺憾じゃないかと私は言つておるわけで、いま

総理の内容に難くせをつけておるわけじゃないのです、一つも。そのやり方が、これは堤防の穴をほじるアリの穴

みただけけれども、実は自主規制という、そういううかつで動いておる民

放のあり方に、将来非常に心配するよ

うな独走というものが出てこないか。

だから、そのために、七十六条とか、再審査の条項とかいうものをどう発動

しますかと、こう質問しておるので、あまり勢い込んでそれから答弁され

ると、実は私のほうが戸惑いするみた

いなものなんです。その放送法のたて

まえから、いわゆる監督官庁である郵

政省は、本法の規定もありまして、他

の関連の問題もありまして、非常に運

用はむずかしいから、いろいろと取り

扱いはしにくいだろうけれども、なお

かつ、これは高邁な、いわゆる放送事

業というものの持つております公益

性という点から、どうこれをとらえてお

りますかと、こういう点をお聞きして

いるので、そういう観点から、ひとつ

大臣の所信を聞かせていただきたいと

思ふのです。

〇国務大臣(古池信三君) 放送法のた

てまえから、すべて公平に報道するとい

うことは、これはもう申すまでもな

いことだと思ひます。先ほど事務当局

から、あるいは私の不在中に申し上げ

たかもしませんが、当夜やはり時間

は多少前後したようでありまして、れ

ども、太田議長の話、あるいは成田書記

長たちの話も、同じ放送によつて放送

されたように承知しております。まあ

池田総理の談話については、先ほど私

が申し上げたとおりでありまして、別

にそれによつて公正なる放送を著しく

害したとか、そういうふうなものでは

なく、あの非常事態においては、あれ

はやむを得ざることである、こう私は

考へております。

〇横川正市君 私、大臣の考え方は

一つの常識ともわかりませんけれども

も、常識というものは、ある程度の力

が、常識とされているときに通るのであ

つて、独走されるとときにはこれは通らぬ

ことになりまして。だから、放送法とい

うのはきわめて常識的につくられたも

ので、その常識が破られたということ

になれば、これはとんでもないこと

にしようことになるのです。私も、これ

はどういう小さい問題であつても、これ

は独占的な波を相手側に、しかも自主

的に運用させるように渡しているわけ

ですから、そういう自主性を持たせた

放送業者に対して、もつとささいなこ

とであつても、一つのきびしさという

ものを持つておかないと、いま池田さ

んの話だからそれはいい、今度は逆の

立場の者が出た場合、あなた方は黙っ

ていないで大騒ぎするのじゃないです

か。私は、そういう点もあわせ考えな

がら、この問題については、ぜひひと

つ、これからの運用で十分妙を發揮し

ていただくようにお願いをしたいと思

ひますし、同時に、電波法の中には、七

十六条一項と、それから再免許の規定

しかないわけですから、これをどう

運用するかといつて、ルーズだつた

ら、こんな規定は要らぬのですよ。だ

うことは、これはこれからの問題で、

きわめて重要な問題を含んでおります

から、この点もぜひひとつ——私も

の考え方が通るか通らないかは、将来

見ていかなければならぬと思ひますけ

れども、万人が見て妥当だと思はれる

ように、ぜひこれは活用していただき

たい。ことに放送法の改正も喧伝され

ておる時期でありますから、この点に

ついては、また、その改正の時期に私

ども論議するとして、少なくとも、四

月十五日の問題については、きわめて

遺憾であつた、これは私も強く指摘

をして、今後の運用について、ぜひひ

とつ当局の善処方を要望したいと思

ひます。そういうことできょうは私の質

問を終わります。

〇久保等君 私、だから、結論的に

言えば、総理大臣の発言内容がどうだ

とかこうだとか言つておるわけじゃな

くて、あくまでも、その放送に対する

扱い方、放送業者の扱い方の問題を問

題にしておるのですよ。それが電波法

に照らして適当であつたかどうかとい

うことを問題にしておるのですか

ら——内閣総理大臣が言つておること

なんだから、しかも、非常事態だから

というところで、郵政大臣の答弁とい

うのは、何か、総理大臣の言つた内容

そのものについてけちをつけておると

いう誤解をもし持つておるならば、そ

ういうことじゃないのですから、した

がつて、電波行政を預かる郵政大臣に

しても、あるいは事務当局の電波監理

局長にしても、ああいう時期に総理大

臣の放送をするのならば、それに対し

て、番組編成をする業者の立場からい

えば、それに対する解説をつけるな

り、きょうは総理大臣がこれから放送

するが、後日あるいは何日何時に社会

党の放送をやるのだと、そういった一連

の思想で、一つの放送番組というもの

に對して、やはり受信者にわかるよう

に、私は放送すべきだと思ふのです。

それをさっきの郵政大臣のような、そ

ういう考え方で放送をやるならば、一

国の総理大臣が「国民に告ぐ」という

ような、非常事態なんだから総理大臣

が乗り出して放送しておるといふよう

な印象を与えること、これは電波の利

用の立場からいつても、非常に問題が

あると思ふのです。だから問題にし

ておるのは、放送番組の扱い方の問題

なんです。その点については、監督の

立場にある郵政大臣なり監理局長は、

十分に今後、こういった問題について

は、関心を持つと同時に、いろいろと

これに対する再免許の問題とか取り消

しななという強い権限を持つておるの

ですから、そういう際の指導の一つの

資料になると思ふ。そういう立場につ

いてやはり明確にしてもらいたいとい

うことを、私からも重ねて要望してお

きます。

〇委員長(光村睦助君) ほかに御発言

ございませんか。——御発言もなければ、

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和三十九年五月九日印刷

昭和三十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局